

宮崎県公報

平成21年3月23日(月曜日) 第 2068 号

発 行 **宮 崎 県**

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

		頁
告 示		
○民有林の保安林の指定(3件)	(自然環境課)	1
○公有水面埋立ての免許	(漁港漁場整備課)	2
○道路の区域の変更(2件)	(道路保全課)	2
○道路の供用の開始(2件)	(")	3
○土砂災害警戒区域の指定 (3件)	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定 (3件)	(")	4
公告		
○宮崎県土地利用基本計画の変更の公表	(総合政策課)	5
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(生活・協働・男珍香課)	5

○特定非宮利店動法人の定款の変更認証の申請…	(生活	• 腦 • 叛梦	油踩)	Ъ
○技能検定の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(労	働政策	課)	5
○技能検定(随時実施3級)の実施	(//)	7
○技能検定(基礎1級及び基礎2級)の実施	(//)	8
公安委員会規則				
○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規				
則			••••	10
○宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在				
所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一				
部を改正する規則			••••	10
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する				
法律施行条例取扱規則の一部を改正する規則…			• • • • •	11

告示

宮崎県告示第 207号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の 2 第 1 項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字松尾字筈割礼 436-1、436-78
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字筈割礼 436-1・ 436-78 (以上2筆について、次の図 に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 208号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の 2 第 1 項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字長薮 662-1、662-4、688-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置い て縦覧に供する。)

宮崎県告示第 209号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字冨士字大久保2285・22 87・2288 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

宮崎県公報

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 210号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許をした。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

免許の年月日及び番号
平成21年3月12日

シレイ 26750- 410

2 埋立ての免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及 び住所

宮崎県

宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県宮崎市広島1丁目7番21号

- 3 埋立区域
- (1) 位置

宮崎県日南市油津二丁目7番1、7番2、7番3及び7番4 の地先公有水面

(2) 区域

別表1の各地点のうち1の地点から6の地点までを順次に結んだ線、6の地点と1の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位(D.L.+2.04m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域、7の地点から9の地点までを順次に結んだ線、9の地点と10の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位(D.L.+2.04m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域並びに7の地点と10の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位(D.L.+2.04m)における公有水面と内防波堤2との境界線により囲まれた区域。

(3) 面積

442. 17m²

- 4 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位置

宮崎県日南市油津二丁目7番1、7番2、7番3及び7番4の地内並びに地先公有水面

(2) 区域

別表2の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とカの地点と を結んだ線により囲まれた区域。

(3) 面積

24, 938. 71 m²

5 埋立地の用途

岸壁

別表1

地点	地	点	の	位	置		
1の地点	三等三角点 z 131度24分 31.0					,- •	
			と		429.73		
2の地点	1の地点から	166度	E44分14	砂	88.70)mの	地点

3の地点	2の地点から	172度25分10秒	6.51mの地点
4の地点	3の地点から	176度50分31秒	102.89mの地点
5の地点	4の地点から	266度43分10秒	41.20mの地点
6の地点	5の地点から	356度43分10秒	1.36mの地点
7の地点	基点から	256度38分49秒	447.81mの地点
8の地点	7の地点から	356度52分46秒	97.59mの地点
9の地点	8の地点から	346度47分22秒	91.22mの地点
10の地点	9の地点から	171度39分51秒	188.17mの地点

別表 2

地点	地	点	の	位	置	
アの地点 イの地点 ウの地点 エの地点 オの地点 カの地点	基点から アの地点から イの地点から ウの地点から ェの地点から オの地点から	166度 176度 266度 356度	21分56 44分14 50分31 43分10 52分46 47分22	秒秒秒秒	113.471 139.161 102.351 129.091	mの地点 mの地点 mの地点 mの地点 mの地点 mの地点

宮崎県告示第 211号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年3月23日から平成21年4月6日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 48号	串間市大字 大納字鳥羽 1259番1地 先から同市 同大字字恋	IΒ	3.0 ~ 15.0 9.8 ~ 126.1	1322.0 1795.3
			ヶ浦1659番 1地先まで	新	8.5 ~ 55.0 3.0 ~ 15.0	1018.5 1322.0
					9.8 ~ 126.1	1795.3

宮崎県告示第 212号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年3月23日から平成21年4月6日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道距種	各の類	路線名	区	間	新旧の別	敷地 幅 (メー	員	延 (メー	長 トル)
215	県道	当	大保下 曽木停 車場線	延町 原 地市 同 丙地市 同 丙地	字番の が	新	7.0 10.4 7.0 11.0	~	6.0	

宮崎県告示第 213号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年3月23日から平成21年4月6日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	即からな	[7] HH	出口目がつ出口
番号	種 類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	国道 4 48号	串間市大字	平成21年 3 月24日
		10.3	1259番 1 地	
			先から同市	
			同大字字恋	
			ヶ浦1659番	
			1地先まで	

宮崎県告示第 214号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年3月23日から平成21年4月6日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路種	各の類	路線名	区	間	供用開始の期日
215	県道	查	大保下 曽木停 車場線	町 原 戌 地 市 同 字	市下3番の町 戌先まの ままで	平成21年3月23日

宮崎県告示第 215号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生 原因となる自然
		の箇所(渓流)番号	現象の種類
	新山	I - 1 - 0901	急傾斜地の崩壊
	湯之谷1	I - 1 - 0902	急傾斜地の崩壊
	湯之谷2	I - 1 - 0903	急傾斜地の崩壊
	麓 3	II - 1 - 0904	急傾斜地の崩壊
	狢ヶ尾	I - 1 - 0905	急傾斜地の崩壊
点 战 士	麓 1	I - 1 - 0906	急傾斜地の崩壊
宮崎市	麓 2	I - 1 - 0926	急傾斜地の崩壊
	湯之谷3	II - 1 - 5807	急傾斜地の崩壊
	湯之谷5	II - 1 - 5808	急傾斜地の崩壊
	湯之谷4	II - 1 - 5809	急傾斜地の崩壊
	湯之谷6	II - 1 - 5810	急傾斜地の崩壊
	麓 4	II - 1 - 5814	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び高岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 216号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

古町廿夕	地区名		□ A	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生
市町村名			名	の箇所(渓流)番号	原因となる自然現象の種類
	<u>[in]</u>	母ヶ	平	I - 1 - 0755	急傾斜地の崩壊
	岡		原	I - 1 - 0760	急傾斜地の崩壊
	岡	原	1	II - 1 - 5302	急傾斜地の崩壊
小林市	森	吹	1	II - 1 - 5311	急傾斜地の崩壊
	板	橋	1	II - 1 - 5332	急傾斜地の崩壊
	板	橋	2	II - 1 - 5333	急傾斜地の崩壊
	板	橋	3	II - 1 - 5334	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 217号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地区	名	土砂災害警戒区域 の箇所(渓流)番号		災害の となる ਏ の 種	自然
西 都 市	永杉杉杉 福千千永仁		$\begin{array}{c} 07 - \ 208 - 1 - \ 028 \\ 07 - \ 208 - 1 - \ 029 \\ 07 - \ 208 - 2 - \ 013 \\ 07 - \ 208 - 2 - \ 028 \\ 07 - \ 208 - 2 - \ 029 \\ 07 - \ 208 - 3 - \ 004 \\ 07 - \ 208 - 3 - \ 005 \\ I - 1 - 0995 \\ I - 1 - 1027 \\ I - 1 - 1028 \\ I - 1 - 3370 \\ II - 1 - 5924 \\ II - I - 5972 \\ \end{array}$	急傾急傾急傾急傾	石石石石石石石地地地地地地地地ののののののののののののののののののののののの	崩崩崩崩崩崩崩崩崩

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び西都土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 218号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

		1 21 111	1 21 111
市町村名	地区名	土砂災害特別 警戒区域の簡所	土砂災害の発生 原因となる自然
111町111石		一言成区域の固別	現象の種類
		() () ii j	32 37 12 79
	新 山	I - 1 - 0901	急傾斜地の崩壊
	湯之谷1	I - 1 - 0902	急傾斜地の崩壊
	湯之谷2	I - 1 - 0903	急傾斜地の崩壊
	麓 3	II - 1 - 0904	急傾斜地の崩壊
	狢ヶ尾	I - 1 - 0905	急傾斜地の崩壊
点 战 士	麓 1	I - 1 - 0906	急傾斜地の崩壊
宮崎市	麓 2	I - 1 - 0926	急傾斜地の崩壊
	湯之谷3	II - 1 - 5807	急傾斜地の崩壊
	湯之谷5	II - 1 - 5808	急傾斜地の崩壊
	湯之谷4	II - 1 - 5809	急傾斜地の崩壊
	湯之谷6	II - 1 - 5810	急傾斜地の崩壊
	麓 4	II - 1 - 5814	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び高岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 219号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地区名	土砂災害特別 警戒区域の箇所 (渓流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
小林市	阿岡岡 スポット で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	$\begin{split} & I - 1 - 0755 \\ & I - 1 - 0760 \\ & II - 1 - 5302 \\ & II - 1 - 5311 \\ & II - 1 - 5332 \\ & II - 1 - 5333 \\ & II - 1 - 5334 \\ \end{split}$	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び小林土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 220号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

					$\overline{}$
市町村名	地	区	名	土 砂 災 害 特 別 土砂災害の発 警 戒 区 域 の 箇 所 原因となる自 (渓 流) 番 号 現 象 の 種	
	京	新田	Ш	07- 208-1- 028 土 石	流
	祇園	割ノ_	L谷	07- 208-1- 029 土 石	流
	元		Ш	07- 208-2-013 土 石	流
	永		谷	07- 208-2- 028 土 石	流
	杉	安	(1)	07- 208-2-029 土 石	流
	杉	安	2	07- 208-3-004 土 石	流
西都市	杉	安	3	07- 208-3-005 土 石	流
[1] (II) [1]	囲			Ⅰ − 1 −0995 急傾斜地の崩	壊
	福	王	寺	Ⅰ - 1 - 0996 │ 急傾斜地の崩	壊
	千		田	Ⅰ - 1 - 1027 │ 急傾斜地の崩	壊
	千	田第	<u>; </u>	Ⅰ - 1 - 1028 │ 急傾斜地の崩	壊
	永		谷	I − 1 −3370 急傾斜地の崩	壊
	仁	田	脇	Ⅱ-1-5924 急傾斜地の崩	壊
	囲		(1)	Ⅱ-Ⅰ-5972 急傾斜地の崩	壊
	1				

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び西都土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

公告

宮崎県土地利用基本計画(昭和56年宮崎県告示第 746号)を平成21年3月11日変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、宮崎県県民政策部総合 政策課中山間・地域対策室並びに関係市役所及び関係町村役場に備 え置いて縦覧に供する。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 変更の理由

計画図

森林地域として林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がなくなった地域が生じたため、森林地域を変更する.

2 5地域区分の変更の概要(面積は、計画図により計測したもの)

(1) 総括表

(単位:ヘクタール)

			変更面		
区 分	変更前の面積		~~III		変更後の面積
		増	減	差引	
都市地域	88,734	-	-	_	88,734
農業地域	306,338	_	_	_	306,338
森林地域	591,958	_	19	△19	591,939
自然公園	95,842	_	_	_	95,842
地 域					
自然保全	192	_	_	_	192
地 域					
<u>=</u> +	1,083,064	_	19	△19	1,083,045
白地地域	6,644	_	_	_	6,644

(2) 変更内容の地域区分別概要

(単位:ヘクタール)

変更に係る	関係市町村名	変	更 面	 積
5 地域の名称	大水中町竹石	増	減	差引
森林地域	延岡市	_	5	△ 5
	日 向 市	_	9	△ 9
	南 郷 町	_	3	△ 3
	新 富 町	_	2	△ 2

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名	称	代表者	者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 21年 3月 5日	特定非活動法	长人	竹内	和広	宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池3653番地6	高者よに支的と参住進おの向心地にをの者障そしお援通おの、び会をての与的法がのてよをじよ連障障的図過福すとはよりに対して、び行、び携がが地りご祉るするは、いお等立祉こ会域推者児の安る展と。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規 定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申 請があった。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名	称	代表者	者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 21年 3月 10日	活動活かどか		古賀	正之	宮崎県東 臼杵郡門 川町上町 2丁目24 番地	この法人は、

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定 により、平成21年度技能検定試験(前期)を次のとおり実施する。 平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機

械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数 値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業)、放電加工(ワイ ヤ放電加工作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築 板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、仕上げ(金型仕上 げ作業、機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組 立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、 建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子 供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業)、プラスチッ ク成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、左官(左官作 業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業) 、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム 系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工 事作業)、内装什上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業 、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード 仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ 施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(表具作業、壁装作業) 、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、フラワー装飾(フラ ワー装飾作業)

(2) 3級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機 械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数 值制御旋盤作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作 業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、フラワー装飾 (フラワー装飾作業)

(3) 単一等級

路面標示施工 (溶融ペイントハンドマーカー工事作業)

2 実施等級等

1級、2級、3級及び単一等級(各等級の実施職種は、前記1 のとおりとする。)

- 3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等
- (1) 実技試験
 - ア 実施期日

実技試験は、平成21年6月8日(月曜日)から平成21年9 月13日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協 会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途 通知する。

ゥ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手数料
園芸装飾、造園、機械加工、放電加工、鉄 工、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、	16,500円
電気機器組立て、建設機械整備、家具製作 、建具製作、プラスチック成形、とび、左	
官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表	
装、塗装、路面標示施工、フラワー装飾	
婦人子供服製造	14,200円

宮崎県公報

高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を 受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

	検	定	職	種		手数料
園芸装飾 子機器組				機械保全、	電	11,000円

ェ 問題の公表

実技試験問題は、平成21年6月1日(月曜日)以降に、あ らかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種に ついては、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期日
園芸装飾、造園、機械加工、機械	平成21年7月26日
保全、電子機器組立て、フラワー	(日曜日)
装飾	3級の職種が対象
造園、プラスチック成形、とび、 防水施工、サッシ施工、塗装	平成21年8月23日 (日曜日) 3級以外の職種が 対象
機械加工、鉄工、電子機器組立て	平成21年8月30日
、建設機械整備、婦人子供服製造	(日曜日)
、家具製作、建具製作、左官、畳	3級以外の職種が
製作、内装仕上げ施工	対象
園芸装飾、放電加工、建築板金、	平成21年9月6日
仕上げ、電気機器組立て、タイル	(日曜日)
張り、熱絶縁施工、表装、フラワ	3級以外の職種が
ー装飾、路面標示施工	対象

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途 通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

- 4 受検申請の手続
- (1) 提出書類
 - ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
 - イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、そ の資格を証する書面
- (2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成21年4月2日(木曜日)から平成21年4月15日(水曜日

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部労働

政策課、県立産業技術専門校及び宮崎県職業能力開発協会で な付する

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「 技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

5 手数料の納付方法

- (1) 実技試験の手数料の額(前記3の(1)) に定められた額)及び 学科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納付する こと。
- (2) 手数料は、現金又は銀行振込で納入すること。
- (3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る 手数料の納付は要しない。
- (4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を 受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
- 6 合格の発表等
- (1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、

宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、3級については平成21年8月 28日(金曜日)その他については、平成21年10月2日(金曜日)県庁本館前掲示板に公示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。また、このほか、厚生労働大臣から1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策 課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県庁8号館3階) 電 話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985(58)1570

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定 により、平成21年度技能検定試験(随時実施3級)を次のとおり実 施する。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 実施職種

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく 井工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業、 軽合金鋳物鋳造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造 作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレ ス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金 (ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気 めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理 (陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ 作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイ カスト(ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイ カスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、 変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組 立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリ ント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和 機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織 物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業 、靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業) 、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ 製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具 手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作 業、雑誌製本作業、商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロ -成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、 石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造(パン製造作 業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベ ーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業) 、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、 とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り 作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧 送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防 水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作 業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード 仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工 事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイン ト施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、 工業包装(工業包装作業)

2 実施等級等

前記1に掲げる職種の実施等級は3級とし、検定試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 受検資格

随時実施3級の技能検定を受検できる者は、前記1に掲げる職種の基礎1級又は基礎2級技能検定に合格した者とする。

なお、基礎1級又は基礎2級技能検定に合格した者は、前期及 び後期における3級技能検定は受検できないこととする。

- 4 技能検定試験の実施期日及び実施場所等
- (1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成21年4月1日(水曜日)から平成22年3 月31日(水曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協 会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途 通知する。

ゥ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

手 数 料 定 朏 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレ 16,500円 ス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっ き、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、 ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、 電気機器組立て、プリント配線板製造、冷 凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製 造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造 、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷 、製本、プラスチック成形、強化プラスチ ック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソ ーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製 造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、 タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、 コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕 上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェ ルポイント施工、表装、塗装、工業包装 機械検査、婦人子供服製造 14,200円

ェ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、平成21年4月1日(水曜日)から平成22年3 月31日(水曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途 通知する。

ゥ 手数料

全職種 3,100円

- 5 受検申請の手続
- (1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成21年4月1日(水曜日)から平成22年3月31日(水曜日)まで

- (4) 受検申請に関する注意事項
 - ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で交付する。 なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に 「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒 (あて先を明記し、140円切手をはったもの)を同封すること
 - イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「 技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
- 6 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(前記4の(1)ウに定められた額)及び学

宮崎県公報

科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納付すること

- 7 合格の発表等
- (1) 実技試験又は学科試験の合否通知 実技試験又は学科試験の合否結果については、宮崎県職業能 力開発協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格証書の交付 随時実施 3 級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を 交付する。
- 8 その他

前期及び後期における3級技能検定と随時実施における3級技能検定は、同等・同一のものであるが、随時実施3級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、随時実施3級の技能検定について、試験を行わない職種 (免除資格者に対するものなど)もあるので、不明な点は、宮崎 県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い 合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電 話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985(58)1570

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成21年度技能検定試験(基礎1級及び基礎2級)を次のとおり実施する。

平成21年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 実施職種

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく 井工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業、 軽合金鋳物鋳造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造 作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレ ス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金 (ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気 めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理 (陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ 作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイ カスト(ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイ カスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、 変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組 立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリ ント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和 機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織 物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業 、靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業) 、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャ ツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建 具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印 刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業)、印刷(オ

フセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業、商業 印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形 作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラ スチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業 、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産 練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作 業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官 (左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管 作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施 工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧 送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上 げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上 げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテ ン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント 工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装 作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業

2 実施等級等

技能検定は、前記1に掲げる検定職種について基礎1級及び基礎2級に区分し、実技試験及び学科試験によって行う。

- 3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等
- (1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成21年4月1日(水曜日)から平成22年3 月31日(水曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協 会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途 通知する。

ゥ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手数料
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げダイカスト、機械保全、電子機器組立て電気機器組立て、プリント配線板製造、凍空気調和機器施工、染色、ニット製品造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙	レ 16,500円 っ 、 冷 製 造 器
・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスック成形、強化プラスチック成形、石材工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーン製造、水産練り製品製造、建築大工、わらぶき、とび、左官、タイル張り、配、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶施工、サッシ施工、ウェルポイント施工表装、塗装、工業包装	施コか管送縁

機械検査、婦人子供服製造

14.200円

ェ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ァ 実施期日

学科試験は、平成21年4月1日(水曜日)から平成22年3 月31日(水曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協 会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途 通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

- 4 受検申請の手続
- (1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成21年4月1日(水曜日)から平成22年3月31日(水曜日)まで

- (4) 受検申請に関する注意事項
 - ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で交付する。 なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に 「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒 (あて先を明記し、140円切手をはったもの)を同封すること
 - イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「 技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
- 5 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(前記3の(1)ゥに定められた額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納付すること

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合否通知

実技試験又は学科試験の合否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

7 その他

基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定に活用する。

なお、基礎1級及び基礎2級の技能検定について、試験を行わない職種(免除資格者に対するものなど)もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号(県庁 8 号館 3 階) 電 話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985(58)1570

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年 3 月23日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

宮崎県公安委員会規則第3号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則(昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正前							改正後						
別表第	別表第3(第10条関係)							別表第3 (第10条関係)						
路	線	名	区	間			路	線	名	区		間		
[[略]						[8	各]						
県道	日南高	高岡線	南那珂郡北郷町大字	比河内字平八重49番1			県道日	南高	高岡線	日南市北郷町は	上河内字平八	重49番1地先か		
			<u>地先</u> から <u>南那珂郡北</u> 郷	郎町大字郷之原乙字折						ら <u>日南市北郷</u> 田	[打郷之原乙字	折田 2,074番2		
			田 2,074番2地先まで	C						<u>地先</u> まで				
[[略]						[#	各]						
北郷	町道口	中央谷	南那珂郡北郷町大字線	郎之原乙 764番 5 地先			日南市	万道中	央谷	日南市北郷町鄉	郎之原乙 764	番 5 地先から日		
之城	線		から南那珂郡北郷町	大字郷之原乙 549番地			之城紛	<u> </u>		南市北郷町郷る	と原乙 549番	<u>地先</u> まで		
			<u>先</u> まで											
北郷	町道_	上郷谷	南那珂郡北郷町大字線	郎之原乙 552番2地先			日南市	5道」	二郷谷	日南市北郷町鄉	郎之原乙 552	番 2 地先から日		
之城	線		から南那珂郡北郷町	大字郷之原乙 888番地			之城紛	<u> </u>		南市北郷町郷る	と原乙 888番	<u>地先</u> まで		
			<u>先</u> まで											
	略]						[#	各]						
					-									

附 則

この規則は、平成21年3月30日から施行する。

改工前

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年 3 月23日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

改正後

宮崎県公安委員会規則第4号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則(昭和44年宮崎県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

署 上酒谷 同 日南市 [略] [略] [略] [略] 南 郷 同 南郷町大字中村 内 浦 同町大字潟上					以正夜										
別表(第	2条関係)			另	別表(第2条関係)										
署名	交番駐在所名称		位置		署名	交番駐在所名称		位置							
[H	[略]				[H										
日南	[略]	[略]	[略]		日南	[略]	[略]	[略]							
警察	北郷同	南那珂郡	北郷町大字郷之原		警察	北郷同	同	北郷町郷之原							
署	上酒谷 同	日南市	[略]		署	上酒谷 同	亘	[略]							
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]							
	南 郷 同	南那珂郡	南郷町大字中村			南 郷 同	亘	南郷町中村							
	外 浦 同	[略]	<u>同町大字潟上</u>			外 浦 同	[略]	同町潟上							
	榎 原 同	[略]	同町大字榎原			榎 原 同	[略]	同町榎原							
	大堂津 同	日南市	[略]			大堂津 同	同	[略]							
[H	[昭]				[略]										
日向	[略]	[略]	[略]		日向	[略]	[略]	[略]							
警察	松尾同	同	同村大字松尾		警察										
署	[略]	[略]	[略]		署	[略]	[略]	[略]							

宮 崎 県 公 報 平成 21 年 3 月 23 日 (月曜日) 第 2068 号

延岡	[略]	[略]	[略]		延岡	[略]	[略]	[略]	
警察	三川内 同	同	同町三川内		警察				
署	[略]	[略]	[略]		署	[略]	[略]	[略]	
[H	咯]				[H	各]	,		
				-					

附則

この規則は、平成21年3月30日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年3月23日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

宮崎県公安委員会規則第5号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例取扱規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例取扱規則(昭和60年宮崎県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後												
別表第2(第5条関係)						別表第2(第5条関係)													
特別日	習俗	的	行	事	等	地	域		特	別	日	習	俗	的	行	事	等	地	域
「習俗的	[略]									「習作	谷的		[略]						
行事等」の 油津港まつり		日南市全域			行事等」の			油津港まつり					日南市全域 <u>(北郷</u>						
欄に掲げる	飫肥城下	まっ	り						欄に掲げる				飫肥城下まつり					町及び南郷町を除	
行事等が開									行事等が開 く。)								<u> </u>		
催される日	[略]								催	される	る日		[略]						
(初日を除									(1	切日?	を除								
く。) 及び					< 0)]	及び												
その翌日。						そ(の翌日	\exists 。											
ただし、行					たり	だし、	行												
事等が開催						事等が開催													
される日が					ささ	h31	日が												
1日の場合					1	日のt	易合												
にあっては					にる	あって	ては												
、当該日の									, È	当該日	日の								
翌日									翌	Η									
[略]										[略]									
						<u> </u>													

附則

この規則は、平成21年3月30日から施行する。